

道路に隣接する土地所有者および土地管理者への 樹木管理のお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木等は、車両や歩行者等の通行に支障となるだけでなく、事故につながる恐れがあります。道路に隣接する土地所有者および土地管理者は、樹木等が次のような状態になっていないか定期的な確認と剪定・伐採等をお願いします。

- ・車道、歩道へ樹木等が張り出し、通行への支障がある。またはその恐れがある。
- ・樹木の腐朽や立ち枯れ、折れ枝等により通行への支障がある。またはその恐れがある。

私有地から道路上に張り出している枝葉は、土地所有者に所有権があるため、町で勝手に切ることとはできません。個人の管理・責任のもと対応をお願いします。なお、個人での対応が困難な場合は建設課土木・公園グループへご相談ください（費用は自己負担となります）。

※緊急の場合は、道路管理者が交通の支障となる樹木の枝等を予告なく伐採、撤去することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【作業時の注意】

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者へご相談ください。
- ・作業にあたっては、通行車両や歩行者等への安全確保に十分配慮をしてください。

問合せ 建設課土木・公園グループ ☎ 7075

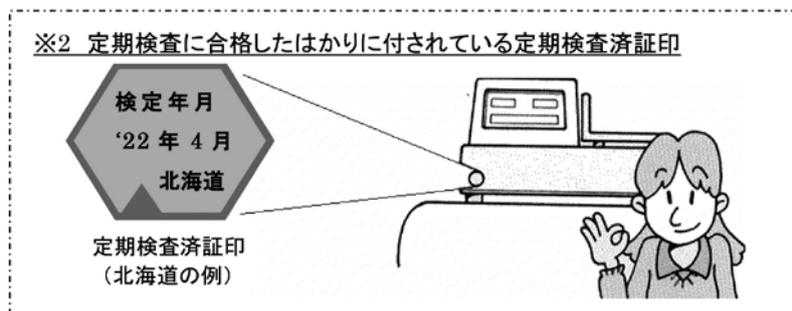
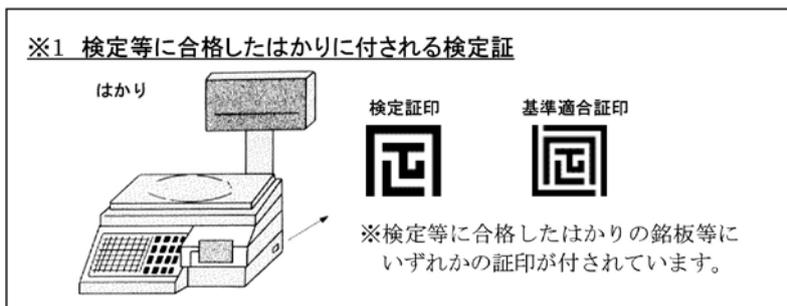
はかり定期検査のお知らせ

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで、取り引きや証明上の計量に使用するはかりは「検定証印等※₁」が付されたものでなければなりません。また、計量法第19条第1項の規定により、2年に1度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格したはかりには「定期検査済証印※₂」が付され、継続して使用できるようになります。この検査を受検しなければ、取り引きや証明上の計量に使用できませんのでご注意ください。

検査日程 9月8日(木) 13時30分～15時30分 追分公民館

9月9日(金) 13時30分～15時30分 まち・あいステーション ラピア



問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083